

事業主殿

クレーン(吊り上げ荷重 5 トン未満)の運転業務に係わる特別教育の実施について

(公社)愛媛労働基準協会新居浜支部

労働安全衛生法第 59 条 3 項に基づき、すべての事業場において、吊り上げ荷重 5 トン未満のクレーンの運転業務に就かせる労働者には特別教育を行い、修了した者でないと運転できないことになっております。

当協会では、今回、下記のとおり学科に関する特別教育を実施しますので、法律違反とならないよう該当労働者又は希望者を是非受講させられるようご案内申し上げます。

なお、弧線テルハの 5 トン未満は勿論、5 トン以上もこの教育の対象になっております。

(注)女子についてもクレーンの運転業務が出来ますので、受講させてください。

【クレーンの種類】

天井クレーン(含、ホイスト式)、ジブクレーン(含、壁クレーン)、橋型クレーン、アンローダー、ケーブルクレーン、テルハ

1. 実施期日・会場・科目・定員

日 程	会 場	科 目	定 員
令和元年 11 月 26 日(火) 8:30~19:00	東予自動車会館 新居浜市本郷 3-5-35 TEL(0897)43-4150 (駐車場あります)	○関係法令 (1H) ○クレーンに関する知識 (3H) ○クレーンの運転のために必要な 力学に関する知識 (2H) ○原動機及び電気に関する知識 (3H)	100 名

2. 受講資格 下記申込書の受講資格欄のとおり実技教育を受け、その証明のある者。

3. 受講料 会 員 7,700 円 (消費税含む) テキスト代 1,705 円 (消費税含む)

一 般 11,000 円 (消費税含む) テキスト代 1,705 円 (消費税含む)

4. 修了証 全科目を修了した者に修了証をお渡します。

又事業主には 3 年間保存義務のある受講証明書を発行します。

5. 申込要領 1) 申込先 (公社)愛媛労働基準協会新居浜支部 (新居浜市泉宮町 5-8) 電話 0897-37-3550

2) 申込書 ※印以外は全部記入し、受講料を添えて申し込んでください。

3) 申込期限 令和元年 9 月 26 日(木)~令和元年 11 月 19 日(火)【土・日及び祝日を除く】

(期間内でも定員になり次第締め切ります)

4) 納入した受講料は欠席しても返戻できません。

切り取り

クレーン(5 トン未満)の運転業務に係わる特別教育

【受 講 申 込 書 受講日：令和元年 11 月 26 日】

※テキスト：□当 □済 □不要

※修了証番号	※受付番号	松・新・今 八・宇・四
ふりがな		
氏 名	□男 □女	
生年月日	□昭和 □平成	年 月 日生
現 住 所	〒 個人連絡先： ()	
受講資格 (実技教育)	1.クレーンの運転、3時間以上 2.クレーン運転の為の合図、1時間以上 上記の実技教育を4時間以上行っていること。	
事業主 証明欄	上記受講者は記載された実技教育を実施している ことを証明します。 郵便番号〒 事業場住所 事業場名 代表者名 電話番号 ()	

(公社)愛媛労働基準協会新居浜支部長 殿

○ ※以外の欄はすべて記入してください。

クレーン(5 トン未満)の運転業務に係わる特別教育

【受 講 票 】

※テキスト：□当日渡し □受講者持参

※受付番号	松・新・今 八・宇・四
ふりがな	
氏 名	
受講月日	令和元年 11 月 26 日(火)
時 間	8:30~19:00
会 場	東予自動車会館 新居浜市本郷 3-5-35 TEL0897-43-4150
講 習 内 容	関係法令
	クレーンに関する知識
	クレーンの運転のために 必要な力学に関する知識
	原動機及び電気に関する知識

(公社)愛媛労働基準協会新居浜支部

○ 受講票は講習会当日受付に提示し
受講中は机上に置いてください。